



金 沢 市 公 報

第 2 9 4 1 号 の 2

平成30年(2018年)7月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 公 告

○金沢市における市民参画によるまちづくりの
推進に関する条例の規定によるまちづくりに
関する協定の変更について (5件)

(都市計画課) 1

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

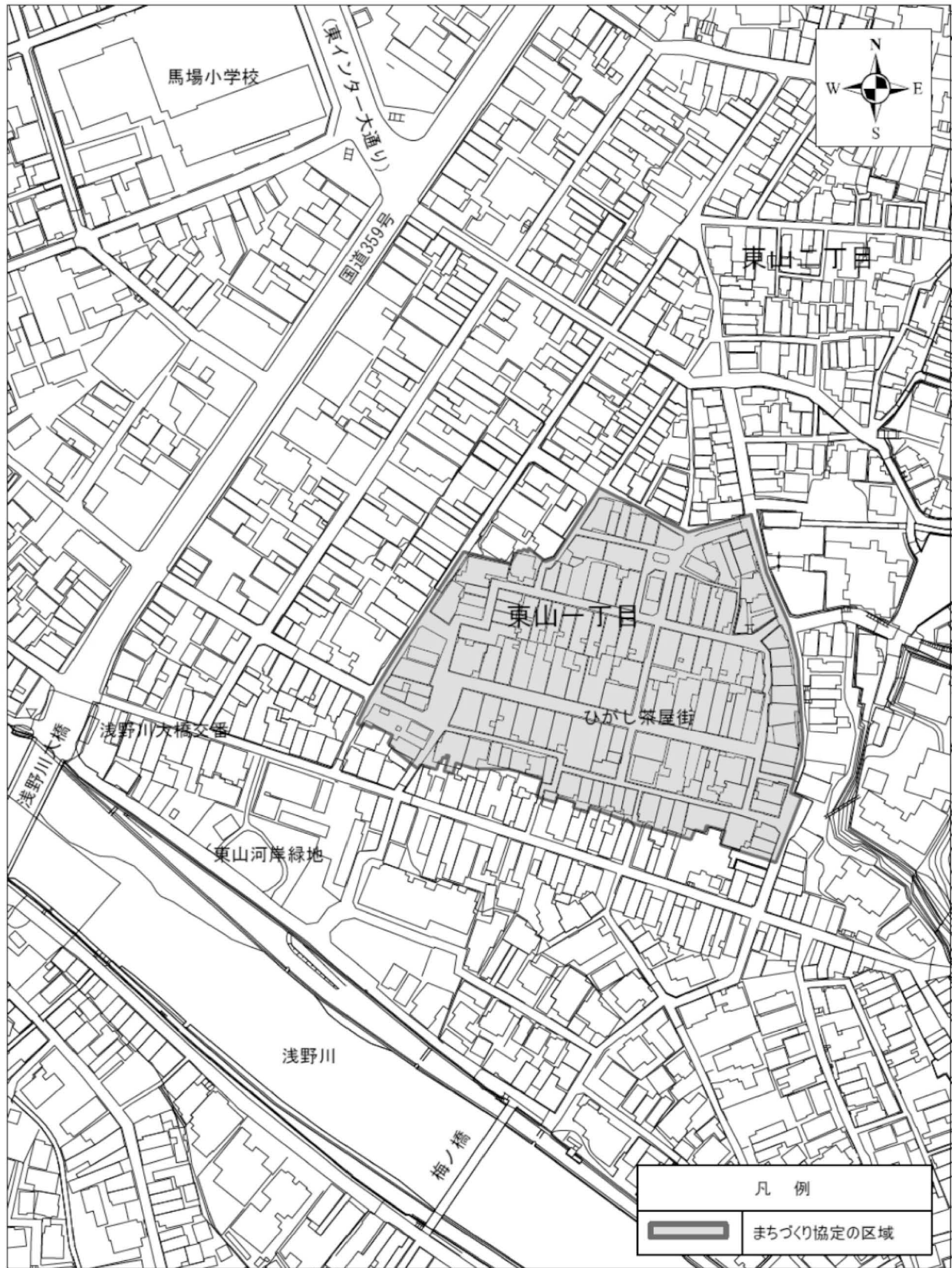
平成30年7月2日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
東山ひがし地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成30年6月22日
- 3 協定番号
10
- 4 協定の名称
東山ひがし地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
その他 住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	(1)～(8) (略) (9) 2階以上にある雨戸を開ける場合は、建物の内部が見えないよう窓際の使い方に十分配慮するものとする。 (10) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第4項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努めなければならない。	(1)～(8) (略) (9) 2階以上にある雨戸を開ける場合は、建物の内部が見えないよう窓際の使い方に十分配慮する。 (10) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努めなければならない。 (11) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努めなければならない。 (12) 車両を用い、店舗等として使用してはならない。

東山ひがし地区まちづくり協定区域図



金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年7月2日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
武蔵北国街道ふくろう通り地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成30年6月15日
- 3 協定番号
18
- 4 協定の名称
武蔵北国街道ふくろう通り地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	(1)～(9) (略) (10) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号(キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に接待をして客に飲食をさせる営業に限る。)及び第2号から第5号(低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等)までに掲げる営業の用に供するもの (11) (略)	(1)～(9) (略) (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号(キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に接待をして客に飲食をさせる営業に限る。)及び第2号から第5号(低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等)までに掲げる営業の用に供するもの (11) (略)
	1 (略) 2 (略) 3 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第4項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 4 (略)	1 (略) 2 (略) 3 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 4 (略)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年7月2日

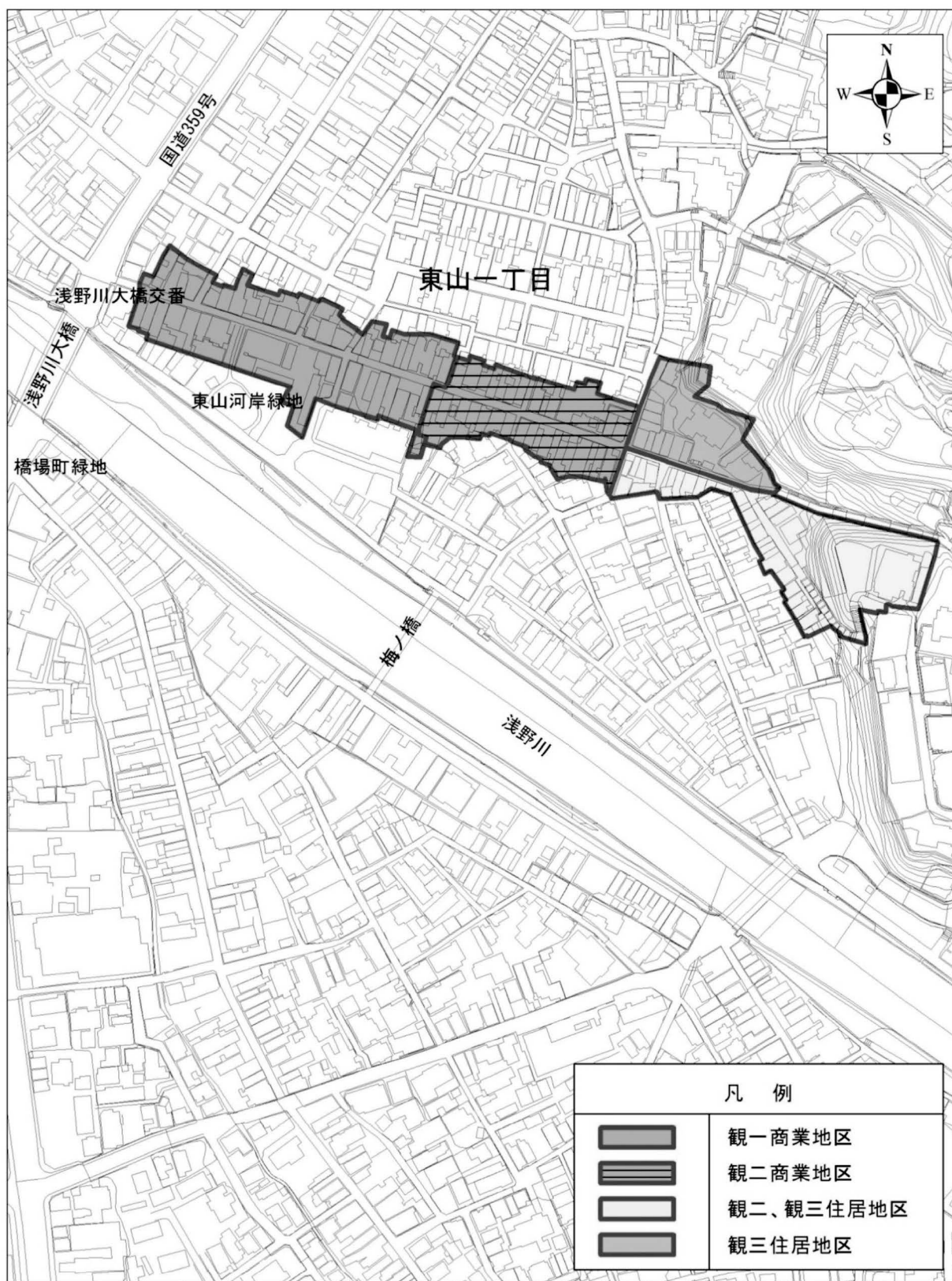
金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
観音町通り地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成30年6月22日
- 3 協定番号
25
- 4 協定の名称
観音町通り地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

	<p>特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第11項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供する建築物</p>		<p>特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第11項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p>	
	<p>—</p>		<p>—</p>	
	<p>(13) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(14) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第4項(簡易宿所営業)に掲げる営業(以下「簡易宿所営業」という。)の用に供する建築物</p>		<p>(13) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(14) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業(以下「簡易宿所営業」という。)の用に供するもの</p>	
	<p>(建築物等)</p> <p>金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>屋外広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、観音町をよくする会(以下「よくする会」という。)が認めるもの(第1号、第2号及び第3</p>		<p>(建築物等)</p> <p>金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(広告物等)</p> <p>広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、観音町をよくする会(以下「よくする会」という。)が認めるもの(第1号、第2号及び第3号に係</p>	<p>(15) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業(以下「住宅宿泊事業」という。)の用に供するもの</p>

<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>号に係るものを除く。)については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から70cm以内のもの (6) 独立広告物でないもの (7) 広告物全体の合計表示面積が4㎡以下のもの (8) のぼり、旗状の広告物でないもの (9) 自家広告であるもの 	<p>るものを除く。)については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から70cm以内のもの (6) 独立広告物でないもの (7) 広告物全体の合計表示面積が4㎡以下のもの (8) のぼり、旗状の広告物でないもの (9) 自家広告であるもの
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。 (2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努めるものとする。 (3) 路上で喫煙してはならない。 (4) 生活環境の悪化防止に努めるものとする。また、苦情があったときは、誠意をもって対応するものとする。 (5) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (6) 自動販売機は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮するものとする。 (7) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (8) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努めるものとする。 (9) 観一商業地区において、建築物を簡易宿所営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。 (2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (3) 路上で喫煙してはならない。 (4) 生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (5) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (6) 自動販売機は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮する。 (7) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (8) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (9) 観一商業地区において、建築物を簡易宿所営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (10) 観一商業地区において、建築物を住宅宿泊事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。

観音町通り地区まちづくり協定区域図



金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年7月2日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
木町一番丁地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成30年6月15日
- 3 協定番号
26
- 4 協定の名称
木町一番丁地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	(1)～(9) (略) (10) 商業地区A及び商業地区Bにおいて、建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努めるものとする。	(1)～(9) (略) (10) 商業地区A及び商業地区Bにおいて、建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努めるものとする。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年7月2日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
木町二番丁地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成30年6月15日
- 3 協定番号
27
- 4 協定の名称
木町二番丁地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

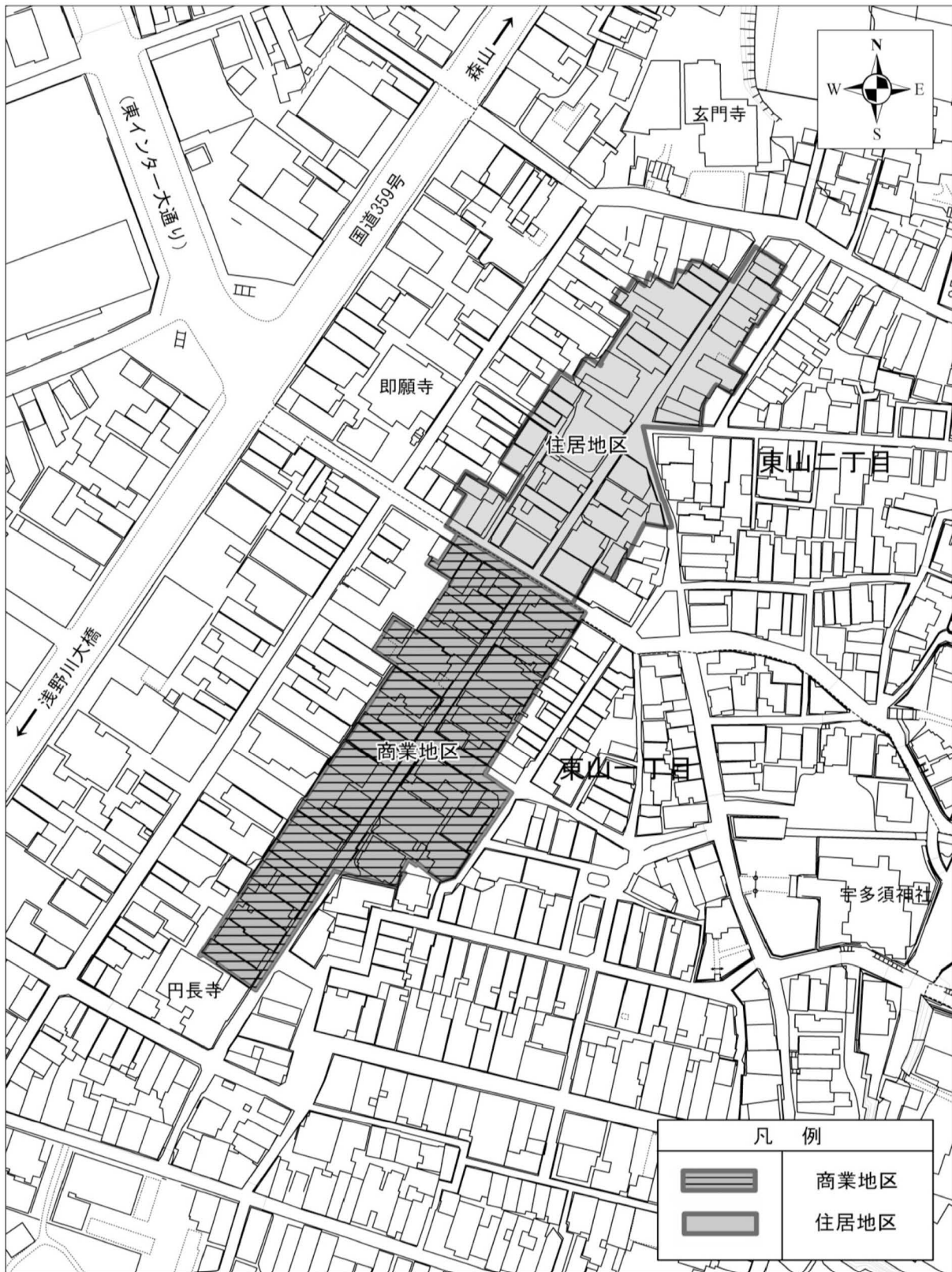
変更した事項	変 更 前	変 更 後
その他住み良いまちづく	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(1)については、平成29年1月23日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(1)については、平成29年1月23日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。
	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類する	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類する

りを推進するために必要な事項	もの（事務所を含む。）	もの（事務所を含む。）
	(2) 自動車教習場、 畜舎、倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場又は葬儀場 (3) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (4) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの。ただし、附属の自動車車庫にあっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5第1号又は第3号に掲げるもの (5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (8) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの (9) 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 (10) 建築基準法別表第2（と）項第4	(2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの (3) 自動車教習場、畜舎、倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場又は葬儀場 (4) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (5) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの。ただし、建築物に附属する自動車車庫にあっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5第1号又は第3号に掲げるもの (6) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類するもの (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (9) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの (10) 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場
建築物等の用途の制限		

	<p>号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(11) 建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げるもの</p> <p>(12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号(風俗営業)、第7項各号(無店舗型性風俗特殊営業)、第8項(映像送信型性風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(13) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項から第4項までの営業(ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業)の用に供するもの</p>		<p>(11) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(12) 建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げるもの</p> <p>(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号(風俗営業)、第7項各号(無店舗型性風俗特殊営業)、第8項(映像送信型性風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(14) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項(旅館・ホテル営業)及び第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供するもの</p>	
	<p>(建築物等)</p> <p>金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>1 屋外広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に木町二番丁まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と協議し、設置後は協議会に報告しなければならない。</p> <p>2 設置することができる屋外広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの(第1号から第3号までに係るものを除く。)については、この限りでない。</p>		<p>(建築物等)</p> <p>金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(広告物等)</p> <p>1 広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に木町二番丁まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と協議し、設置後は協議会に報告しなければならない。</p> <p>2 設置することができる広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの(第1号から第3号までに係るものを除く。)については、この限りでない。</p>	

建築物等の 形態又は意 匠の制限	い。	(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの	(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの
	(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの	(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの	(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの
	(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの	(3) 電光表示装置でないもの	(3) 電光表示装置でないもの
	(3) 電光表示装置でないもの	(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの	(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの
	(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの	(5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から40cm以内のもの	(5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から40cm以内のもの
	(5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から40cm以内のもの	(6) 独立広告物でないもの	(6) 独立広告物でないもの
	(6) 独立広告物でないもの	(7) のぼり及び旗状の広告物でないもの	(7) のぼり及び旗状の広告物でないもの
	(7) のぼり及び旗状の広告物でないもの	(8) 自家広告であるもの	(8) 自家広告であるもの
	(8) 自家広告であるもの	(9) 広告物1面当たりの表示面積が2㎡以下のもの	(9) 広告物1面当たりの表示面積が2㎡以下のもの
	(9) 広告物1面当たりの表示面積が2㎡以下のもの		
	(10) 広告物全体の合計表示面積は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値以下のもの	(10) 広告物全体の合計表示面積は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値以下のもの	(10) 広告物全体の合計表示面積は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値以下のもの
	4㎡	3㎡	4㎡
			3㎡

木町二番丁地区まちづくり協定区域図



平成30年(2018年)7月2日 印刷
平成30年(2018年)7月2日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄